

障発第0525001号
平成19年5月25日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長



高次脳機能障害支援普及事業の実施について

高次脳機能障害の支援の推進については、かねてから特段のご配慮を賜っているところである。

今般、高次脳機能障害支援普及事業を全国に普及させることにより、一層の支援の推進を図るため、「高次脳機能障害支援普及事業実施要綱」を別紙のとおり定め、平成19年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。